

契約は
慎重に

新生活のスタート こんな消費者トラブルに注意！

これからは、進学、就職、転勤に伴う新生活関連の消費者トラブルの相談が多く寄せられます。特に初めての一人暮らしでつまずかないために、気を付けてほしい消費者トラブルを5つ紹介します。

副業や投資などの もうけ話のトラブル



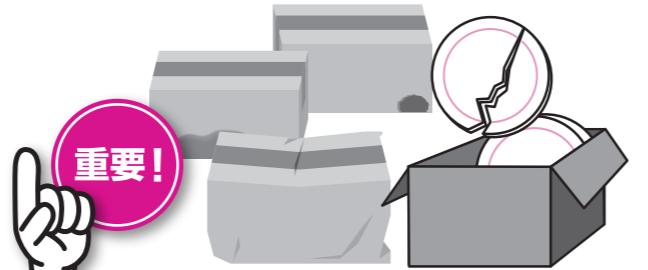
- ▶インターネット、SNSの広告などの上手い話に飛びつかない！
- ▶借金をしてまで投資や副業のためにお金を払わない！

新生活を狙った 訪問販売のトラブル



- ▶不要なものはきっぱり断る！
- ▶不審や不安に感じた時は、その場で契約せず、家族等に相談！

引越しや不用品回収などのトラブル



- ▶引越し：契約書類をよく確認！引越し終了後はすぐに荷物を確認！
- ▶不用品：お住まいの市町村のルールで処分！

スマホやネット回線などの通信契約トラブル



- ▶料金プラン、サービス内容などをよく確認！

退去時の原状回復などの 賃貸住宅トラブル



※参考：国土交通省
「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」
原状回復をめぐるトラブルとガイドライン

★退去時だけでなく
入居前にも一読！



- ▶契約時：契約内容、住宅の汚れや傷がないか確認！
- ▶退去時：立ち合い確認をし、清算内容も確認！

こんなトラブルにあったら

- 相談電話：消費者ホットライン 188(局番なし)
- 消費者トラブル解決支援情報サイト：「消費者トラブルFAQサイト」

消費者トラブルFAQ

検索



- 消費者庁LINE公式アカウント：「消費者庁 若者ナビ！」
<https://lin.ee/Vly3NYf> LINEの友達登録



消費生活クイズ

消費者トラブル、「電話でお金詐欺」の傾向等をクイズ形式で学んでみませんか？
(この「くらしまる得情報」からヒントを探してみましょう！)

問題

1

県内の令和5年中の「電話でお金詐欺」(特殊詐欺)の被害金額はいくらだったでしょうか？

- ①約1億2千万円 ②約5億5千万円 ③約9億8千万円

問題

2

SNSで知り合った人に「必ずもうかる投資がある」と勧められた時の対応として正しいのはどれでしょうか？

- ①もうかるからすぐに相手の指定口座に送金する ②もうかるから友達にも紹介する
③一度も会ったことのない人からの勧めなので詐欺を疑う

問題

3

アパートの賃貸借契約をする際に後でトラブルにならないようにするための対応として正しいのはどれでしょうか？

- ①ネット掲載の写真のみで部屋を確認して契約する
②契約前に自分の目で部屋を確かめ、条件・契約内容も確認する
③急いでいるので、契約書の内容等は後で確認する



答え合わせはこちらから（答えは、夏号へも掲載します。）

冬号の
クイズの
答え

問題1 親の同意が無くても自分で契約ができるのは、何歳に達してからでしょうか？
答え→②18歳

問題2 2024年1月から制度が変わる、少額投資非課税制度の愛称はどれでしょうか？
答え→②ニーサ (NISA)

問題3 長野県で設置している消費生活センターは、どれでしょうか？
答え→①中信消費生活センター



(消費者庁イラスト集より)